31年度　公文書開示（7月決定分）

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	R1.6.17	R1.7.1	・平成２８年度教育庁所管予算説明書（人事部部分を抜粋したもの） ・平成２８年度教育庁所管予算明細書（人事部部分を抜粋したもの）	105	1																教育庁総務部教育政策課
2	R1.6.25	R1.7.1	都立八王子東高等学校（西30）空調設備改修工事 積算内訳書（金入り）、工事設計説明書、特記仕様書	27	1																東京都西部学校経営支援センター管理課
3	R1.6.26	R1.7.1	・平成29年度教育職員職務実績記録について（通知）（平成29年4月4日付28教人職第5056号） ・別添記録様式	7	1																教育庁人事部職員課
4	R1.6.18	R1.7.2	平成３１年３月２８日付府子本３８２号、３０初児生第２９号、子保発０３２８第１号及び障障発０３２８第１号「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について（通知）」（写） 平成３１年４月１１日付３１教指企第８１号「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について（通知）」	28	1																教育庁指導部管理課
5	R1.6.25	R1.7.4	都立上水高等学校ほか2校（３１）環境整備工事 工事設計総括書、工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細書、諸経費計算書	157	1																教育庁都立学校教育部営繕課
6	R1.6.25	R1.7.5	都立大塚ろう学校（29）体育館空調設備設置工事 積算内訳書、工事設計説明書、特記仕様書	19	1																東京都立大塚ろう学校
7	R1.5.9	R1.7.8	東京都立多摩図書館建物管理業務委託の落札者決定基準	7	1																東京都立中央図書館
8	R1.5.9	R1.7.8	東京都立多摩図書館建物管理業務委託　委託契約書	54		1							1	1		1				事業者の提案内容については、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（東京都情報公開条例第７条第３号該当）また、当該情報を公にすることにより、東京都教育委員会に対する当該法人からの信頼を著しく損なうことになり、今後の契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第６号該当） 印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第４号該当） 施設の図面については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第４号該当）	東京都立中央図書館
9	R1.5.9	R1.7.8	東京都立多摩図書館建物管理業務委託　入札公告	－						1										入札公告は、東京都のホームページにおいて閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第１８条第２項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	東京都立中央図書館
10	R1.6.25	R1.7.8	（１）都立高島高等学校（31）空調設備改修工事 （２）都立富士高等学校（３１）厨房排気設備その他改修工事 （３）都立野津田高等学校（３１）武道場空調設備改修工事 （４）都立石神井特別支援学校（３０）校舎棟空調設備改修工事 （５）都立練馬特別支援学校（３０）特別教室空調設備設置工事 （６）都立青山高等学校（３０）空調設備その他改修工事 （７）都立府中工業高等学校（３０）空調設備改修工事 （８）東京都教職員研修センター（３０）空調設備改修工事 （９）都立秋留台高等学校（３０）空調設備改修工事 上記（１）から（９）までの工事設計内訳書、工事設計説明書、特記仕様書	304	1															教育庁都立学校教育部営繕課

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
11	R1.7.1	R1.7.8	都立墨東特別支援学校（東２８）体育館床塗装改修工事　支出命令書 都立墨東特別支援学校（東２８）体育館床塗装改修工事　工事完了届 都立墨東特別支援学校（東２８）体育館床塗装改修工事　施工体制台帳（施工体系図含む） 都立墨東特別支援学校（東２８）体育館床塗装改修工事　工事請負契約書	33	1																東京都東部学校経営支援センター管理課
12	R1.5.16	R1.7.8	開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項 次の民事＜行政＞訴訟に関して作成し、又は収受した一切の文書 ⑴　最高裁判所平成２４年２月９日判決（民集６６巻２号１８３頁、都立学校の教職員らに対する懲戒処分の差止め及び義務不存在確認請求事件） ⑵　最高裁判所平成２４年１月１６日判決（判例時報２１４７号１２７頁、都立養護学校の教諭に対する懲戒処分の取消請求事件） ⑶　最高裁判所平成２３年５月３０日判決（民集６５巻４号１７８０頁、都立高校の教諭に対する国歌斉唱等職務命令に関する事件） ⑷　最高裁判所平成４年１２月１５日判決（民集４６巻９号２７５３頁、１日校長事件） ⑸　東京高等裁判所平成９年９月１６日判決（判例タイムズ９８６号２０６頁、東京都青年の家事件）	－						1									請求内容では公文書の特定が困難なため、開示請求者に対し相当の期間を定めて補正を求めたが、開示請求者が当該期間内に補正に応じなかったため	教育庁総務部法務監察課
13	R1.7.1	R1.7.9	平成30年10月31日付30受文科教第48号「平成30年度「児童虐待防止推進月間」の実施について（通知）」（写）	35	1																教育庁指導部管理課
14	R1.6.25	R1.7.10	都立八王子東特別支援学校（29）校舎便所改修空調設備工事　積算内訳書（金入り）、工事設計説明書、特記仕様書	18	1																東京都立八王子東特別支援学校
15	R1.6.28	R1.7.11	（１）都立目黒高等学校（３１）放送設備その他改修工事	36	1																教育庁都立学校教育部営繕課
16	R1.6.28	R1.7.11	（２）都立紅葉川高等学校（３１）放送設備その他改修工事 （１）、（２）の金入り設計書（共通費計算部分を含む）	34	1																教育庁都立学校教育部営繕課
17	R1.7.3	R1.7.11	都立小松川高等学校（３１）校庭及びテニスコート改修工事 金入り積算内訳書（工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細書、機械器具調書、材料品調書）共通費計算）、特記仕様書、図面、質問回答書	217	1																教育庁都立学校教育部営繕課
18	R1.6.13	R1.7.17	都立東部地区学園特別支援学校（仮称）(25)土壌改良工事 （１）　工事設計書 （２）　図面 （３）　特記仕様書 （４）　入札経過調書	43	1																東京都立水元小合学園
19	R1.6.13	R1.7.17	都立江東地区第二養護学校（仮称）（２３）土壌処理工事 ・工事設計書 ・図面 ・特記仕様書 ・入札経過調書	69	1																東京都立城東特別支援学校
20	R1.6.25	R1.7.19	都立江東特別支援学校（２９）厨房改修空調設備工事 工事設計書、積算内訳書	11	1																東京都立江東特別支援学校
21	H30.11.2	R1.7.19	汚染土壌の区域外搬出届出書（平成28年10月11日） 汚染土壌の区域外搬出届出書（平成30年４月11日）			1					1		1							業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第７条第２号該当） 　印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第４号該当）	東京都立日野台高等学校
22	H30.11.2	R1.7.19	汚染土壌の区域外搬出届出書（平成28年10月11日） 汚染土壌の区域外搬出届出書（平成30年４月11日）			1					1		1							業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第７条第２号該当） 　印影については、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため（東京都情報公開条例第７条第４号該当）	東京都立日野台高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
23	H30.11.2	R1.7.19	都立日野台高等学校（２９）グラウンド改修工事 工事写真（看板　土壌汚染工事のお知らせ）	3		1						1								業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第７条第２号該当）	東京都立日野台高等学校
24	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立一橋高等学校
25	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日比谷高等学校
26	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立三田高等学校
27	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立大崎高等学校
28	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立八潮高等学校
29	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立小山台高等学校
30	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立雪谷高等学校
31	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立大森高等学校
32	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立田園調布高等学校
33	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立蒲田高等学校
34	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立つばさ総合高等学校
35	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立六本木高等学校
36	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立六郷工科高等学校
37	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立美原高等学校
38	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立芝商業高等学校
39	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立大田桜台高等学校
40	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立戸山高等学校
41	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立駒場高等学校
42	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立目黒高等学校
43	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立新宿高等学校
44	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立青山高等学校
45	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立広尾高等学校
46	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立松原高等学校
47	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立桜町高等学校
48	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立千歳丘高等学校
49	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立深沢高等学校
50	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立世田谷泉高等学校
51	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立世田谷総合高等学校
52	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立新宿山吹高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
53	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立芦花高等学校
54	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立第一商業高等学校
55	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立総合工科高等学校
56	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立園芸高等学校
57	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立国際高等学校
58	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立総合芸術高等学校
59	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立鷺宮高等学校
60	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立富士高等学校
61	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立武蔵丘高等学校
62	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立荻窪高等学校
63	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立西高等学校
64	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立豊多摩高等学校
65	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立杉並高等学校
66	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立石神井高等学校
67	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立井草高等学校
68	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立大泉高等学校
69	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立練馬高等学校
70	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立光丘高等学校
71	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立田柄高等学校
72	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立杉並総合高等学校
73	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立稔ヶ丘高等学校
74	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立大泉桜高等学校
75	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立第四商業高等学校
76	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立中野工業高等学校
77	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立杉並工業高等学校
78	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立練馬工業高等学校
79	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立農芸高等学校
80	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立竹早高等学校
81	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立向丘高等学校
82	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立豊島高等学校
83	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立文京高等学校
84	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立北園高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条									
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
85	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立板橋高等学校
86	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立大山高等学校
87	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立高島高等学校
88	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立桐ヶ丘高等学校
89	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立王子総合高等学校
90	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立飛鳥高等学校
91	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立板橋有徳高等学校
92	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立赤羽商業高等学校
93	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立千早高等学校
94	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立工芸高等学校
95	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立北豊島工業高等学校
96	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立白鷗高等学校
97	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立忍岡高等学校
98	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立上野高等学校
99	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立竹台高等学校
100	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立足立高等学校
101	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立江北高等学校
102	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立淵江高等学校
103	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立足立西高等学校
104	R1.5.23	R1.7.22	休日の振替え処理・代休日指定簿	1	1																東京都立足立東高等学校
105	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立青井高等学校
106	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立足立新田高等学校
107	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立晴海総合高等学校
108	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立浅草高等学校
109	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立荒川商業高等学校
110	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立蔵前工業高等学校
111	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立荒川工業高等学校
112	R1.5.23	R1.7.22	週休日の変更等命令簿	1	1																東京都立足立工業高等学校
113	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立両国高等学校
114	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立墨田川高等学校
115	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立本所高等学校
116	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立葛飾野高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
117	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立南葛飾高等学校
118	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日本橋高等学校
119	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立深川高等学校
120	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立東高等学校
121	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立城東高等学校
122	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立小松川高等学校
123	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立江戸川高等学校
124	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立小岩高等学校
125	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立葛西南高等学校
126	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立篠崎高等学校
127	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立紅葉川高等学校
128	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立大江戸高等学校
129	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立葛飾総合高等学校
130	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立葛飾商業高等学校
131	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立江東商業高等学校
132	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立第三商業高等学校
133	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立本所工業高等学校
134	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立墨田工業高等学校
135	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立葛西工業高等学校
136	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立科学技術高等学校
137	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立農産高等学校
138	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立橘高等学校
139	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立富士森高等学校
140	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立片倉高等学校
141	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立八王子東高等学校
142	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立八王子北高等学校
143	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立松が谷高等学校
144	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野高等学校
145	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立日野台高等学校
146	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立南平高等学校
147	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立町田高等学校
148	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立野津田高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
149	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立成瀬高等学校
150	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立小川高等学校
151	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立山崎高等学校
152	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立町田総合高等学校
153	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立翔陽高等学校
154	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立八王子拓真高等学校
155	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立町田工業高等学校
156	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立八王子桑志高等学校
157	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立立川高等学校
158	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立砂川高等学校
159	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立昭和高等学校
160	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立拝島高等学校
161	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立東大和高等学校
162	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立武蔵村山高等学校
163	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立東大和南高等学校
164	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立多摩高等学校
165	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立福生高等学校
166	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立秋留台高等学校
167	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立羽村高等学校
168	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立五日市高等学校
169	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立青梅総合高等学校
170	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立上水高等学校
171	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立多摩工業高等学校
172	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立瑞穂農芸高等学校
173	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立武蔵高等学校
174	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立武蔵野北高等学校
175	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立小金井北高等学校
176	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立保谷高等学校
177	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立久留米西高等学校
178	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立田無高等学校
179	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立小平高等学校
180	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立小平西高等学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
181	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立東村山高等学校
182	R1.5.23	R1.7.22	休日の振替え処理・代休日指定簿	1	1																東京都立国分寺高等学校
183	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立清瀬高等学校
184	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立小平南高等学校
185	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立東村山西高等学校
186	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立東久留米総合高等学校
187	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立小金井工業高等学校
188	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立田無工業高等学校
189	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立多摩科学技術高等学校
190	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立神代高等学校
191	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立調布北高等学校
192	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立調布南高等学校
193	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立狛江高等学校
194	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立府中高等学校
195	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立府中東高等学校
196	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立府中西高等学校
197	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立国立高等学校
198	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立永山高等学校
199	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立若葉総合高等学校
200	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立第五商業高等学校
201	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立府中工業高等学校
202	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立農業高等学校
203	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立大島高等学校
204	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立新島高等学校
205	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立神津高等学校
206	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立大島海洋国際高等学校
207	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立三宅高等学校
208	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立八丈高等学校
209	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立小笠原高等学校
210	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。） 全日本中学校長会が５月２０日～２４日まで開催した大会（総会）に参加した都立中等教育学校等の校長の旅行命令簿（皇居等皇室の施設に行った者）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立桜修館中等教育学校

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
211	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。） 　全日本中学校長会が５月２０日～２４日まで開催した大会（総会）に参加した都立中等教育学校等の校長の旅行命令簿（皇居等皇室の施設に行った者）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立小石川中等教育学校
212	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。） 　全日本中学校長会が５月２０日～２４日まで開催した大会（総会）に参加した都立中等教育学校等の校長の旅行命令簿（皇居等皇室の施設に行った者）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立立川国際中等教育学校
213	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。） 　全日本中学校長会が５月２０日～２４日まで開催した大会（総会）に参加した都立中等教育学校等の校長の旅行命令簿（皇居等皇室の施設に行った者）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立南多摩中等教育学校
214	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。） 　全日本中学校長会が５月２０日～２４日まで開催した大会（総会）に参加した都立中等教育学校等の校長の旅行命令簿（皇居等皇室の施設に行った者）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立三鷹中等教育学校
215	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。） 　全日本中学校長会が５月２０日～２４日まで開催した大会（総会）に参加した都立中等教育学校等の校長の旅行命令簿（皇居等皇室の施設に行った者）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立白鷗高等学校附属中学校
216	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。） 　全日本中学校長会が５月２０日～２４日まで開催した大会（総会）に参加した都立中等教育学校等の校長の旅行命令簿（皇居等皇室の施設に行った者）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立両国高等学校附属中学校
217	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。） 　全日本中学校長会が５月２０日～２４日まで開催した大会（総会）に参加した都立中等教育学校等の校長の旅行命令簿（皇居等皇室の施設に行った者）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立富士高等学校附属中学校
218	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。） 　全日本中学校長会が５月２０日～２４日まで開催した大会（総会）に参加した都立中等教育学校等の校長の旅行命令簿（皇居等皇室の施設に行った者）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立大泉高等学校附属中学校
219	R1.5.23	R1.7.22	平成３１年４月３０日、令和元年５月１日に出勤していた管理職（校長、副校長）が国旗掲揚、降納のために出勤していたことの分かる文書（都立学校、中等教育学校、附属中学校を対象とする。） 　全日本中学校長会が５月２０日～２４日まで開催した大会（総会）に参加した都立中等教育学校等の校長の旅行命令簿（皇居等皇室の施設に行った者）	－				1												請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立武蔵高等学校附属中学校
220	R1.7.10	R1.7.23	（１）都立大島高等学校（３１）武道棟屋根防水その他改修工事 （２）東京都教職員大島（小清水）住宅（３０）改修工事 金入り設計書（代価明細書、共通費計算含む）、（１）については金抜き設計書、特記仕様書、設計説明書	183	1																教育庁都立学校教育部営繕課
221	R1.5.23	R1.7.23	都立日野台高等学校（２９）グラウンド改修工事 工事写真（看板　土壌汚染工事のお知らせ）	3		1						1								業者の社員名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であるため（東京都情報公開条例第７条第２号該当）	東京都立日野台高等学校
222	R1.7.10	R1.7.24	平成３１年度都立高等学校及び中等教育学校（後期課程）で使用予定の補助教材一覧 平成３１年度都立中学校及び中等教育学校前期課程で使用予定の補助教材一覧	570	1																教育庁指導部管理課
223	R1.7.18	R1.7.24	都立羽村特別支援学校ほか1校（３１）環境整備工事 金入り積算内訳書（工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、代価明細書、機械器具調書、材料品調書）、特記仕様書、図面、質問回答書	226	1																教育庁都立学校教育部営繕課

					決定区分						（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
224	R1.7.11	R1.7.25	東京都立●●高等学校、第●学年●●科在籍生徒の介助についている●●氏についての、●月●日から●月●日までの期間の出退勤時間が分かるものすべて。	－			1		1											本件開示請求は、請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、介助の必要な生徒が東京都立●●高等学校第●学年●●科に在籍しているか否か及び特定の個人が当該高等学校に介助員として勤務しているか否かを開示することになる。 これらの情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある（東京都情報公開条例第７条第２号に該当する）ため、同条例第１０条に基づき、文書の存在を明らかにしないで非開示とする。	東京都立●●高等学校
225	R1.7.12	R1.7.25	都立府中工業高等学校　建物清掃委託	81		1								1						学校の施設や教室の配置等、建物内部の詳細な状況がわかる図面については、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため （東京都情報公開条例第７条第４号該当）	教育庁西部学校経営支援センター管理課
226	R1.7.17	R1.7.30	都立拝島高等学校（２９）空調設備改修工事 工事積算内訳書		1																東京都立拝島高等学校
227	R1.7.23	R1.7.30	平成31年3月28日付けの中学校等別評定割合（個表）ー都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の平成30年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況ー調査対象624校（中等教育学校、義務教育学校を含む）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた574校	14	1																教育庁都立学校教育部高等学校教育課